

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	三朝町 31364
地域名 (地域内農業集落名)	小鹿地区 (神倉集落、東小鹿集落、西小鹿集落、高橋集落、岩本集落、吉田集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	67 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	67 ha
② 田の面積	67 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・現在は、神倉、東小鹿、高橋、岩本においては、集落営農組織が活動し、農地が維持されている状態ではあるが、将来を担うオペレーターの確保が急がれる。
- ・高齢者が多く、法面や水路・農道等の維持管理が過重な負担となっている。
- ・有害鳥獣被害が年々増加している中、防護柵の設置により対策を講じているが、柵周辺の草刈りなど管理が行き届かないところがある。また、近年はシカの被害が多くみられるようになり新たな対策の必要性に迫られている。
- ・集落営農組織がない集落では、第3セクターに委託しているが、条件の悪い圃場(法面が高い)が多く、依頼しづらくなっている。
- ・高齢化により徐々に農作業が困難になるのが明らかであるが、農業では採算が取れず、作業を受託する担い手が不足している。

【当地区で営農する認定農業者】 1人

【主な作物】水稻、地大豆

(高橋)

- ・集落外管理者の高齢化に対し、今後の引受者が未定である。
- ・集落営農組織の管理する田の適期作業が困難となっている。
- ・水田条件が悪化しており、湿田対策が必要となっている。
- ・中山間第7期に向けた集落営農組織の機能強化

(岩本)

- ・高齢農家のうち後継者不在や後継者の取組不明である農地の対応が課題である。
- ・現在は、近隣の集落営農組織により農地が維持されているが、集落として深刻な人手不足である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

(全体)

- ・担い手に農地を任せることで、畦畔管理、水路・農道の維持管理等は地域で行い、担い手と地域全体の協力により農地を維持していく。
- ・地域は畦畔管理、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぐ。
- ・水稻、大豆、飼料作物を中心に作付けし、維持管理が困難な農地については、将来的に永年性作物や林地化を検討する。

(神倉)

- ・農地の貸付等の意向が確認された農地は23筆246aあり、集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。
- ・鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぎ、捕獲体制の構築に取り組むこととする。
- ・スマート農業の活用を検討する。

(東小鹿)

- ・集落営農組織を中心として、農地の維持・管理を行う。
 - ・営農組織のトラクターの機能アップを図ることで、各農家の機械の費用負担の軽減につなげる。
 - ・営農組織のオペレーター育成のため、研修会や必要な免許取得など支援をする。
- ・有害鳥獣対策のために必要な資材の提供を行う。
- ・水路維持管理のための作業を、関係者だけでなく集落全体の事業として協力して行う。

(西小鹿)

- ・将来的に守るべき農地とそうでない農地のすみわけを明確にする。

(高橋)

- ・集落営農組合の引受農地の拡大に伴う作業員の確保(外部人材や次世代の活用)
- ・組合での乾燥調製施設の運営を検討する。
- ・組合の経営分析と新たな運営資金を検討する。
- ・組合が管理する協定外農地を整理する。(広域組織との連携を模索)
- ・新規作物の導入、田畠輪換、水路を単位とした小規模団地の導入により生産性を向上させる。

(岩本)

- ・集落営農組合の引受農地の拡大に伴う作業員の確保(外部人材や次世代の活用)
- ・組合に対する財政的支援を検討する。
- ・新規作物の導入、田畠輪換、水路を単位とした小規模団地の導入により生産性を向上させる。

(吉田)

- ・非農家や、耕作しない農家の力を借りて水路を維持管理していく。

- ・有害鳥獣捕獲者へ区からの支援を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

認定農業者、集落営農組織、三朝町水田農業担い手協議会会員を中心に集積・集約しつつ、地域内の農業を担う者として期待される中小規模の経営体も視野に入れ集積を図る。
集落での話し合いにより、守るべき農地を明確化する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	27 %	将来の目標とする集積率	49 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

集落内の話し合いにより各担い手の農地の集約化を促進し、団地数の減少を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

(神倉)

集落の農地利用については、中心経営体である神倉ファームが担うが、集落外からの経営体を新たに受け入れる用意はある。

(東小鹿)

集落の中心経営体である東小鹿営農組合が、今後も中心となって農地の集約化をおこなっていく。なお、集落外からの経営体(グリーンサービスや、近隣集落の認定農業者)にも受託作業等の意向を聞きながら、受入れを図っていく。

(西小鹿)

将来的には面積は減っても農地を面的に集約して、作業効率を優先した水田農業を行う。

(高橋)

リタイヤした農家の水田については、集落営農組合が引き受ける。

(岩本)

リタイヤした農家の水田のうち基盤整備田は、集落営農組織が引き受ける。

(吉田)

集落外の組織、経営体(第三セクター、集落営農組織)へ農地管理を依頼していく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に担い手への農地集積を進める。

(3)基盤整備事業への取組

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

(高橋)

・営農組合の引受け農地拡大に伴う作業員の確保(外部人材や次世代の活用)

(岩本)

・営農組合の引受け農地拡大に伴う作業員の確保(外部人材や次世代の活用)

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

(全体)

①鳥獣被害防止対策については、防護柵の設置を共同で行い、効果的な柵の設置を行うとともに、設置後は点検、補修、管理を徹底する。また、ハンターとも連携し捕獲体制の構築に取組む。

(神倉集落)

①鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぎ、捕獲体制の構築に取り組むこととする。(再掲)

③スマート農業の活用を検討する。(再掲)

(東小鹿)

①有害鳥獣対策のために必要な資材の提供を行う。(再掲)

⑧営農組織のトラクターの機能アップを図ることで、各農家の機械の費用負担の軽減につなげる。(再掲)

(高橋)

⑧乾燥調整施設の運営を検討する。(再掲)

⑩新規作物の導入、田畠輪換、水路を単位とした小規模団地の導入により生産性を向上させる。(再掲)

(岩本)

⑩新規作物の導入、田畠輪換、水路を単位とした小規模団地の導入により生産性を向上させる。(再掲)

(吉田)

①有害鳥獣捕獲者へ区からの支援を検討する。(再掲)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10(4)年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	大豆	1.2 ha	ha	大豆	1.2 ha	ha	A		
利用者	水稻・大豆	6.8 ha	ha	水稻・大豆	6.8 ha	ha	B		
認農	水稻・大豆	2.3 ha	ha	水稻・大豆	2.3 ha	ha	C		
利用者	水稻・大豆	3.7 ha	ha	水稻・大豆	3.7 ha	ha	D		
利用者	水稻	3.9 ha	ha	水稻	3.9 ha	ha	E		
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	5経営体	0 ha	0 ha		0 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「計画同意合意数」欄には、同意合意数を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。